

複数事業所に勤務する者の労働時間

1. 労働基準法第32条（法定労働時間）の解釈例規では、1週間とは、就業規則その他に特段の定めがない限り、日曜日から土曜日までの歴週をいう。また、1日とは、午前0時から午後12時までのいわゆる暦日をいう。継続勤務が2暦日にわたる場合には、たとえ暦日を異にする場合でも1勤務として取り扱い、当該勤務は始業時刻の属する日の労働として当該日の「1日」の労働とする。（昭63.1.1基発1号）
2. 自社、副業・兼業先の両方で雇用されている場合の、労働基準法における労働時間等の適用は、労働基準法第38条（時間計算）で、労働時間は事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。
3. 労働基準法第34条（休憩）、使用者は労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を与えなければならない。労働基準法第34条における労働時間とは実労働時間の意であり、これが1日8時間を超える場合には、所定労働時間を含めて少なくとも1時間の休憩時間を与えられなければならない。（昭22.11.27基発401号、昭26.10.23基収5058号）
 - (1) 事業場を異にする場合とは、事業主を異にする場合も含む。内職の場合については、その内職を行う者と発注者との間に使用従属関係があるか否かによって法の適用の有無が決定される。（昭23.5.14基発769号）
 - (2) 2以上の事業主に使用され（労働関係ありとする）、その通算労働時間が8時間を超える場合割増賃金は如何に処置したらよいか。（昭23.10.14基収2117号）



【例1】 以前からの勤務先A社、後からの採用の勤務先がB社で、1日に、2以上の事業所に勤務される方の場合

1日のうち、休憩時間を除く実労働時間が8時間を超えた労働時間については、割増賃金の支払いが必要で、A社で5時間労働（休憩時間なし）して、B社で4時間労働したケースでは、B社での労働時間が、1日の労働時間が8時間を超えるB社で、3時間労働した時点で、少なくとも1時間以上の休憩が必要です。また、実働時間が8時間を超えるので、割増賃金の支払いも必要になります。

【例2】 B社で5時間勤務の労働者が勤務を終えた後、先から雇用されているA社で4時間勤務する場合

A社の労働時間を合計すると、実労働が8時間を超え、1時間分の割増賃金が必要で、実労働時間が8時間を超える、労働者を後から採用したB社は、割増賃金の支払いが必要になります。

施設経営の Q&A

労務管理、会計・税務等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

「同時に複数の事業所に勤務」

Q 2以上の事業所に、勤務されている労働者の労働時間、健康管理は、どのような対応が必要ですか。

A 【以前からの勤務先A社、後から採用の勤務先B社で、1日に、2以上の事業所に勤務される方の場合】

1日（0時～24時までの24時間で、後から勤務されることになる事業所では、1日の労働時間は通算されるため

A社は、長時間労働に伴う

- (a) 過労による健康への影響、
- (b) 過労による業務災害の発生、
- (c) 過労による通勤災害等を考慮し、

労働者は、以前からのA社には、

- (1) 複数事業所に勤務する旨の届、(2) 二事業所勤務届等の手続き及び、許可等の手続き、が必要になります。

B社は、A社と連携し、労働時間の把握に努め、長時間労働の短縮に努めることが求められます。



「計算書類の注記（2）」

Q 計算書類の注記項目は16項目あるというのですが、それぞれの項目毎に、その注記として記載する意味や作成上の留意点について教えてください。

A 今回は16項目の内、次の3項目について説明します。

（1）継続事業の前提に関する注記

「継続事業の前提」とは、むしろ「継続事業体の前提」というべきものであり、会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続事業の前提」）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合（事業ごとに判断するのではなく、法人全体の存続に疑義が生じた場合に限り）であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、計算書類に注記が必要になります。

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在する場合とは、例えば「債務超過」や「社会福祉法に基づく解散命令」等を指します。

（2）重要な会計方針

重要な会計方針とは、社会福祉法人が計算書類を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示の方法をいいます。

具体的には、「有価証券の評価基準及び評価方法」、「固定資産の減価償却の方法」、「引当金の計上基準」等を記載することになります。

（3）重要な会計方針の変更

重要な会計方針、つまり上記の「有価証券の評価基準及び評価方法」、「固定資産の減価償却の方法」、「引当金の計上基準」等を変更した場合は、「その旨」「変更の理由」「当該変更による影響額」を記載します。

ただし、重要な会計方針を変更する場合は、その変更するに際して「正当な理由」が必要ですので、「正当な理由」のない会計方針の変更は「継続性の原則」に反する事になり、原則として認められません。

富山県社会福祉協議会 経営相談室 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み ※できるだけ「FAX経営相談票」を

Mail : manji@wel.pref.toyama.jp 専用 TEL : 076-432-6219 FAX : 076-432-6532 [ご利用ください](#)

HP <https://www.toyama-shakyo.or.jp/keiei-soudan/> (富山県社協 HP→相談する→福祉施設の経営相談)